

○松山市消防手数料条例

平成12年3月21日

条例第18号

改正 平成17年3月25日条例第10号

平成18年3月27日条例第12号

平成22年9月29日条例第23号

平成24年3月23日条例第9号

平成26年3月28日条例第16号

平成29年3月27日条例第4号

平成30年3月23日条例第3号

令和元年9月30日条例第20号

令和2年3月26日条例第5号

松山市消防手数料条例（平成2年条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により，消防事務について徴収する手数料は，別に定めのあるものを除くほか，この条例の定めるところによる。

（手数料の種別及び金額）

第2条 市長は，次の各号に掲げる手数料を，それぞれ当該各号に定める額によって徴収する。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）に関する手数料 別表1に定める額
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に関する手数料 別表2に定める額
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関する手数料 別表3に定める額
- (4) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関する手数料 別表4に定める額
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関する手数料 別表5に定める額
- (6) 松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号）に関する手数料 別表6に定める額

（納付の時期）

第3条 手数料は、申請の際に納付しなければならない。

(還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は納付を免除することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月25日条例第10号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月27日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年9月29日条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月23日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日条例第16号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月27日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月23日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年9月30日条例第20号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月26日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区分			手数料の額
消防法(以下この表において「法」という。)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査			5,400円
法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可(以下この表において「設置の許可」という。)の申請に対する審査	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
貯	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下	20,000円

蔵 所		のもの		
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円	
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円	
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円	
		指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円	
	屋外タンク 貯蔵所(特定 屋外タンク 貯蔵所, 準特 定屋外タン ク貯蔵所及 び岩盤タン クに係る屋 外タンク貯 蔵所を除く。 以下この表 において「特 定屋外タン ク貯蔵所等 以外の屋外		指定数量の倍数が100以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が100を超え1万以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が1万を超えるもの	39,000円

	タンク貯蔵所」という。)		
	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		570,000円
	<p>特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この表において「規則」という。）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定</p>	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	880,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,070,000円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,200,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,520,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,780,000円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30	4,070,000円

	<p>屋外タンク 貯蔵所（以下 この表にお いて「浮き屋 根式特定屋 外タンク貯 蔵所」とい う。）、浮き 蓋付きの特 定屋外貯蔵 タンクのう ち規則第22 条の2第1号 ハに定める 構造を有し なければな らない特定 屋外貯蔵タ ンクに係る 特定屋外タ ンク貯蔵所 （以下この 表において 「浮き蓋付 特定屋外タ ンク貯蔵所」 という。）及 び岩盤タン クに係る屋</p>	<p>万キロリットル未満のも の</p>	
		<p>危険物の貯蔵最大数量が 30万キロリットル以上40 万キロリットル未満のも の</p>	<p>5,340,000円</p>
		<p>危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上の もの</p>	<p>6,490,000円</p>

	外タンク貯蔵所を除く。)		
	浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	1,180,000円
危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの		1,410,000円	
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの		1,590,000円	
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの		1,950,000円	
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの		2,270,000円	
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの		4,550,000円	

		危険物の貯蔵最大数量が 30万キロリットル以上40 万キロリットル未満のも の	5,820,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上の もの	7,070,000円
岩盤タンク に係る屋外 タンク貯蔵 所		危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル未満の もの	5,930,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上50 万キロリットル未満のも の	7,470,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 50万キロリットル以上の もの	10,900,000円
屋内タンク貯蔵所			26,000円
地下タンク 貯蔵所		指定数量の倍数が100以下 のもの	26,000円
		指定数量の倍数が100を超 えるもの	39,000円



	簡易タンク貯蔵所		13,000円
	移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。）		26,000円
	積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所		39,000円
	屋外貯蔵所		13,000円
取 扱 所	給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）		52,000円
	屋内給油取扱所		66,000円
	第一種販売取扱所		26,000円
	第二種販売取扱所		33,000円
	移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この表において同じ。）が15キロメートル以	

		<p>下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。）</p>	
		<p>危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの</p>	87,000円
		<p>危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの</p>	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
	一般取扱所	<p>指定数量の倍数が10以下</p>	39,000円

			のもの	
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
<p>法第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可（以下この表において「変更の許可」という。）の申請に対する審査</p>			<p>設置の許可に係る手数料の区分（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあつては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク</p>	

(規則第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。)  
に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。)  
に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更

以外の変更に  
係る変更の許  
可の申請に係  
る審査の場合、  
岩盤タンクに  
係る屋外タン  
ク貯蔵所にあ  
っては、岩盤タ  
ンクのタンク  
本体の変更以  
外の変更に係  
る変更の許可  
の申請に係る  
審査の場合、危  
険物の規制に  
関する政令等  
の一部を改正  
する政令（平成  
6年政令第214  
号。以下この表  
において「6年  
政令」という。）  
附則第7項に規  
定する旧基準  
の特定屋外タ  
ンク貯蔵所（以  
下この表にお  
いて「旧基準の  
特定屋外タン

ク貯蔵所」という。)にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この表において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請

(当該旧基準  
の特定屋外タ  
ンク貯蔵所の  
構造及び設備  
を6年新基準に  
適合させるた  
めのもの、浮き  
屋根式特定屋  
外タンク貯蔵  
所の浮き屋根  
に係るもの並  
びに浮き蓋付  
特定屋外タン  
ク貯蔵所の浮  
き蓋に係るも  
のを除く。)に  
係る審査の場  
合又は危険物  
の規制に関す  
る政令の一部  
を改正する政  
令(平成11年政  
令第3号。以下  
この表におい  
て「11年政令」  
という。)附則  
第2項に規定す  
る旧基準の準  
特定屋外タン

ク貯蔵所（以下この表において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準（以下この表において「11年新基準」という。）に適合することとなった場合においては、当該適合することとなった日）までに



	<p>行われた変更の許可の申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合には、特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして当該区分）に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額</p>
<p>法第11条第5項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査（以下の表において「設置の完成検査」という。）</p>	<p>設置の許可に係る手数料の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タ</p>

	<p>ンク貯蔵所に あつては、特定 屋外タンク貯 蔵所等以外の 屋外タンク貯 蔵所とみなし て当該区分)に 従い、それぞれ 当該手数料の 額の2分の1の 額</p>
<p>法第11条第5項の規定に基づく変更の許可に係る完成検査</p>	<p>設置の許可に 係る手数料の 区分(特定屋外 タンク貯蔵所、 準特定屋外タ ンク貯蔵所又 は岩盤タンク に係る屋外タ ンク貯蔵所に あつては、特定 屋外タンク貯 蔵所等以外の 屋外タンク貯 蔵所とみなし て当該区分)に 従い、それぞれ 当該手数料の</p>

			額の4分の1の額
		法第11条第5項ただし書の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	5,400円
法第11条の2第1項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査前検査(以下この表において「設置の完成検査前検査」という。)	水張検査	容量1万リットル以下のタンク	6,000円
		容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11,000円
		容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15,000円
		容量200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円
		容量600リットルを超え1	11,000円

	万リットル以下のタンク	
	容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	15,000円
	容量2万リットルを超えるタンク	15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5	960,000円

	万キロリットル以上10万 キロリットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が 10万キロリットル以上20 万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所	1,090,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 20万キロリットル以上30 万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 30万キロリットル以上40 万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上の 特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円
溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が 千キロリットル以上5千キ ロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	530,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5	680,000円

	千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000円

		危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上の 特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000円
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所	9,320,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上50 万キロリットル未満の屋 外タンク貯蔵所	12,600,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 50万キロリットル以上の 屋外タンク貯蔵所	17,300,000円
法第11条の2 第1項の規定 に基づく変 更の許可に 係る完成検 査前検査	水張検査		設置の完成検 査前検査に係 る手数料の区 分に従い、それ ぞれ当該手数 料の額と同一 の額
	水圧検査		設置の完成検 査前検査に係 る手数料の区 分に従い、それ

			それぞれ当該手数料の額と同一の額
	基礎・地盤検査		設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
	溶接部検査		設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
	岩盤タンク検査		設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
法第14条の3	特定屋外タンク貯	危険物の貯蔵最大数量が	320,000円



第1項又は第2項の規定に基づく保安に関する検査	蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	460,000円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	750,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,020,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,300,000円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	3,150,000円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	3,870,000円

	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	4,460,000円
岩盤タンクに係る 特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	2,690,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	3,230,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	4,830,000円
移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	70,000円
	危険物の移送をするための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キ

			ロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
--	--	--	--

別表2（第2条関係）

区分		手数料の額	
石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定に基づく特定防災施設等の検査	流出油等防止堤		53,000円にその延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに26,000円を加えた額
	消火用屋外給水施設	消火栓を有する施設のみを設置している場合	38,000円に配管の延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円を加えた額
		貯水槽のみを設置している場合	22,000円に貯水槽1基につき4,500円を加え

			た額
		消火栓を有する施設及び貯水槽を設置している場合	46,000円に配管の延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円及び貯水槽1基につき4,500円を加えた額

別表3（第2条関係）

区分		手数料の額		
火薬類取締法 （以下この表において「法」という。）第17条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査	火薬類の譲渡しの許可		1,200円	
	火薬類の譲受けの許可	火工品のみについての許可		2,400円
		その他の譲受けの許可	申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合	3,500円
			その他の場合	6,900円

法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する 審査	7,900円
--------------------------------------	--------

別表4（第2条関係）

区分			手数料の額
高压ガス保安法（以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可（以下この表において「製造の許可」という。）の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものという。以下この表において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をする者を除く。）	処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この表において同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備	560,000円
		処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	340,000円
		処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	220,000円
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	140,000円
		処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	110,000円

	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	86,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	68,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	54,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	31,000円
法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者に限る。)	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000円
	処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル	44,000円

	未満の設備	
	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
法第5条第1項第2号に該	冷凍能力が3,000トン以上の設備	110,000円

	当する者	冷凍能力が1,000トン以上 3,000トン未満の設備	87,000円
		冷凍能力が300トン以上 1,000トン未満の設備	68,000円
		冷凍能力が100トン以上300 トン未満の設備	54,000円
		冷凍能力が20トン以上100 トン未満の設備	36,000円
法第14条第1 項の規定に 基づく高圧 ガスの製造 のための施 設の位置、構 造若しくは 設備の変更 の工事又は 製造をする 高圧ガスの 種類若しく は製造の方 法の変更の 許可(以下こ の表におい	法第5条第1 項第1号に該 当する者で 製造の許可 を受けたも の(移動式製 造設備のみ を使用して 高圧ガスの 製造をする 者を除く。)	変更後の処理容積が変更前 の処理容積(当該変更が設 備の全部又は一部を撤去 し、その撤去する設備に代 えて新たに設備を設置する ものである場合にあつて は、変更前の処理容積から 当該撤去する設備に係る処 理容積を控除した容積。以 下この表において同じ。)に 比して1,000万立方メー トル以上増加する場合	370,000円
		変更後の処理容積が変更前 の処理容積に比して100万 立方メートル以上1,000万 立方メートル未満増加する	220,000円



て「製造のため の施設等 の変更の許 可」という。)の申請に 対する審査	場合	
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合	150,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	93,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	69,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	61,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	57,000円

	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	39,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	26,000円
	その他の場合	16,000円
法第5条第1項第1号に該当する者で製造の許可を受けたもの（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者に限る。）	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合	65,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合	53,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上500万立方メートル未満増加する場合	44,000円

	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合	31,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	18,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	14,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	12,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	9,200円
	変更後の処理容積が変更前	8,200円

	の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	5,100円
	その他の場合	3,200円
法第5条第1項第2号に該当する者で製造の許可を受けたもの	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、その撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この表において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合	69,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	62,000円

		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	55,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	38,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合	30,000円
		その他の場合	16,000円
法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査			25,000円
法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可(以下この表において「第一種貯	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合		14,000円
	その他の場合		11,000円

<p>蔵所の位置 等の変更の 許可」とい う。)の申請 に対する審 査</p>		
<p>法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設 の完成検査</p>		<p>製造の許可に係る 手数料の区分に従 い、それぞれ当該手 数料の額の4分の3 の額（製造の許可に 係る液化石油ガス の製造のための施 設であって、液化石 油ガスの保安の確 保及び取引の適正 化に関する法律（以 下この表において 「液化石油ガス法」 という。）第37条の 3第1項の完成検査 を受け、液化石油ガ ス法第37条の技術 上の基準に適合し ていると認められ たものの完成検査 にあつては、6,100 円)</p>

<p>法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>18,750円</p>
<p>法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>製造のための施設等の変更の許可に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額（製造のための施設等の変更の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
<p>法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>第一種貯蔵所の位置等の変更の許可に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額</p>

法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあっては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査		27,000円
	容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査		21,000円
	容積300立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査		13,000円
法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	法第5条第1項第1号に該当する者で製造の許可を受けたもの（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	610,000円
		処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	370,000円
		処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	250,000円
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	150,000円
		処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル	120,000円



	ル未満の設備	
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	95,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	33,000円
法第5条第1項第1号に該当する者で製造の許可を受けたもの(移動式製造設備のみ)を使用して高圧ガスの	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	95,000円
	処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	80,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	64,000円

製造をする者に限る。)	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	47,000円
	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	31,000円
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	22,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	20,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	15,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	12,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,700円
	法第5条第1	冷凍能力が3,000トン以上

	項第2号に該当する者で製造の許可を受けたものの	の設備	
		冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	95,000円
		冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	76,000円
		冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	60,000円
		冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	42,000円
高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この表において「令」という。）第18条第2項第3号イの規定に基づく法第44条第1項に規定する容器検査又は令第18条	温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器検査又は容器再検査	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき16,000円
		内容積500リットル未満の容器	1個につき6,600円
	繊維強化プラスチック	内容積150リットル以上の容器	1個につき320円に10リットル又は10

第2項第4号 イの規定に 基づく法第 49条第1項に 規定する容 器再検査	複合容器, 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器		リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額
	又は圧縮水素自動車燃料装置用容器	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき320円
	器(温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき260円
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
		内容積1リットル未満の容器	1個につき150円
	高強度鋼容器(温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器又は繊維強化プラスチック複合容器, 圧縮天然ガ	内容積30リットル以上の容器	1個につき210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額
		内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき210円
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円

<p>ス自動車燃料装置用容器若しくは圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査</p>	<p>内容積1リットル未満の容器</p>	<p>1個につき140円</p>
<p>その他の容器に係る容器検査又は容器再検査</p>	<p>内容積1,000リットル以上の容器</p>	<p>1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額</p>
	<p>内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器</p>	<p>1個につき7,100円</p>
	<p>内容積150リットル以上500リットル未満の容器</p>	<p>1個につき800円</p>
	<p>内容積30リットル以上150リットル未満の容器</p>	<p>1個につき210円</p>
	<p>内容積5リットル以上30リットル未満の容器</p>	<p>1個につき170円</p>

		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき110円
		内容積1リットル未満の容器	1個につき80円
令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は令第18条第2項第7号イの規定に基づく法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器, 圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	内容積150リットル以上の容器	1個につき31円
		内容積150リットル未満の容器	1個につき24円
	その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき1,100円
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき540円
		内容積500リットル未満の容器	1個につき21円

令第18条第2項第8号イの規定に基づく法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	16,000円
令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1,400円

別表5（第2条関係）

区分	手数料の額
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	31,000円
法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通につき630円
法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回につき460円
法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額

<p>法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査</p>		<p>20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合</p>	<p>55,000円</p>
	<p>当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合</p>	<p>80,000円</p>
	<p>当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合</p>	<p>110,000円</p>
<p>法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査</p>		<p>21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額</p>
<p>法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査</p>		<p>17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額</p>
<p>法第37条の3第1項の規定に基づく法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>		<p>31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上</p>



	<p>の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第37条の3第1項の規定に基づく法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第37条の4第1項の規定に基づく充填設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査</p>	<p>28,000円に充填設備の数を乗じて得た額</p>
<p>法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>17,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額</p>
<p>法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定に基づく法第37条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査</p>	<p>36,000円に充填設備の数を乗じて得た額</p>

法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定に基づく法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査	27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
法第37条の6第1項の規定に基づく充填設備の保安検査	27,000円に検査に係る充填設備の数を乗じて得た額

別表6（第2条関係）

区分			手数料の額
松山市火災予防条例第47条の規定に基づく水張検査又は水圧検査	水張検査	容量1万リットル以下のタンク	6,000円
		容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11,000円
		容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15,000円
		容量200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額

水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円
	容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	11,000円
	容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	15,000円
	容量2万リットルを超えるタンク	15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額